

浜長保険センター安全だより(10月)

令和元年 10月 11日

浜長保険センター 第36号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



10月は全国の八百万の神様が、一部の留守神様を残して出雲大社(島根県出雲市)へ会議に出かけてしまうため、「神無月」、反対に出雲の国では「神在月」と言われています。食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、皆様には、どんな秋をお過ごしでしょうか?

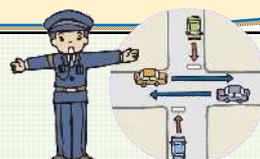


黄色点滅、赤色点滅信号について、交通ルールには、どのように規定されているのか? 理解しているようで実は、自己解釈ではありませんか? 交通ルールに規定されている内容と判例について説明します。

1 信号機等に従う義務

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。(道路交通法第7条)

警察官は、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができ、これに従わなければならない。信号機の信号より警察官等の手信号等が優先します。



2 青色の灯火の意味

対面する信号機の信号が青色の灯火のときは、進行することができる。これを無視して進行しなくても信号無視にはなりません。しかし、交通の妨害となるような状態で立ち止まっていると道路交通法第76条第4項第2号の禁止行為に触れます。

青色灯火に関する判例 (昭和43年12月24日 最高裁)

「青信号の出ている交差点に進入する自動車の運転者は、特段の事情のない限り、赤信号の出ている方向からこれを無視して突入してくる車両のあり得ることまで予測して左右を注視する注意義務はない。」



3 黄色灯火の点滅の意味

黄色灯火の点滅は、歩行者、車両等の運転者も「他の交通に注意して進行することができる」と規定。

- (1) 黄色点滅信号の意味するところは、必ず徐行、停止しなければならないものではなく、四囲の交通の状況に気を配り、交差点内で他の車両等との接触、衝突等事故発生のおそれがある場合には、交差点において徐行するなどして極力これを回避するよう十分注意しなければならない。

【昭和43年4月9日 東京高裁】

- (2) 道路の広狭、優先関係、見とおしの良否、車両又は歩行者の往来状態等の諸般の事情に応じて、当該場所を進行する自動車運転者に対し、道路交通の安全と円滑を図る見地から課せられる交通法令上の各種の義務及び運転業務上の注意義務を果たすにつき、一層の留意を喚起するにあるものと解すべきである。**【昭和48年9月27日 最高裁】**



4 赤色灯火の点滅の意味

- (1) 車両等は、**停止位置**において一時停止しなければならない。
- (2) 指定場所における一時停止後の交差道路を通行する車両等の進行妨害について、規定されていませんが、最高裁は、次のとおり判示しています。

「赤色点滅信号と黄色点滅信号を表示している交差点において、赤色点滅信号を表示する道路を進行する車両の運転者は、所定の停止位置において一時停止する義務を負うのはもちろん、再度発進して交差点に進入するにあたっては、接近してくる車両との衝突を回避するため進行妨害を避けるなどの措置を執るべき義務がある。」**【昭和50年9月11日 最高裁】**

